

令和8年度

固定資産税(償却資産)申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋に課税されますが、土地や家屋以外の勝浦市に存する事業用資産についても『償却資産』として固定資産税の課税対象となります。償却資産を所有されている方は、賦課期日(1月1日)現在の所有状況を資産の所在する市町村に申告していただくことになります。(地方税法第383条)

つきましては、この手引きを参照いただき、申告書等を作成の上、下記期限までに申告していただきますようお願いいたします。

提出期限 令和8年2月2日(月)

【提出・お問い合わせ先】

〒299-5292 勝浦市新官 1343 番地の1

勝浦市 税務課 資産税係

TEL0470-73-6624(直通)

※令和8年1月より窓口受付時間が変更になりました。

窓口受付時間 8時45分～16時30分(土日祝日、年末年始を除く)

I. 償却資産の概要

固定資産税が課税される償却資産とは、土地及び家屋以外の『事業の用に供することができる』有形減価償却資産で、所得税法又は法人税の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。ただし、漁業権・特許権・ソフトウェアなどのような無形固定資産、自動車税及び軽自動車税の対象となる車両は、課税の対象とはなりません。

1. 『事業の用に供する』とは

『事業の用に供する』とは、「事業を行う上で使用する」ということであり、家庭用として使用される資産は、「事業の用に供することができる資産」には該当しません。また、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけではなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設(社宅、宿舎、寮等)の構築物や器具及び備品等も償却資産として課税対象となります。

2. 償却資産の具体例

具体的には次のようなものです。

(第1種)構築物

舗装路面、庭園、門・塀・緑地施設等の外構工事、看板(広告塔等)、ゴルフ練習場設備、受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、電力引込設備、LAN設備、内装、内部造作等

(第2種)機械及び装置

各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備等

(第3種)船舶

ボート、釣船、漁船、遊覧船等

(第4種)空港機

飛行機、ヘリコプター、グライダー等

(第5種)車両及び運搬機具

大型特殊自動車 分類番号が『0、00～09、000～099』(建設機械)、『9、90～99、900～999』(建設機械以外) 等

※特殊自動車とは、ショベルローダや農耕トラクター等、走行や運搬よりも、作業機械としての効果を発揮することを主たる目的とした自動車のことをいい、車両の大きさと

最高時速により「大型特殊自動車」と「小型特殊自動車」に分類されます。

【大型特殊自動車】

一般・建設用 次の項目に 1 つでも該当する場合は大型特殊自動車となります。

- ①最高速度が 15km/h を超える。
- ②長さが 4.7m を超える。
- ③幅が 1.7m を超える。
- ④高さが 2.8m を超える。

農耕作業用 最高速度が 35km/h 以上(乗用装置のあるもの)

(第6種)工具、器具及び備品

パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン等)、医療機器、測定工具、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機等

◆ 償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示すると、次の表に掲げるとおりです。

業種	申告対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、エアコン、応接セット、内装・内部造作、看板、LAN 設備、Wifi設備、受変電設備、改良費(資本的支出として扱うもの)等
農業・漁業	ビニールハウス、農業機械(乗用装置のある軽自動車税対象は除く)、管理機等、井戸、搾乳機、柵、モノレール、コンベア、育苗施設、乾燥機、糲摺り機 漁船、船外機、魚群探知機、レーダー、プロッター、漁具・漁網、無線、巻揚げ機等
太陽光発電事業	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力計、電柱、柵、遠隔監視システム等 ※住宅の屋根に設置されている発電出力10kw以上の設備は、事業用資産となります。詳しくは9ページをご覧ください。
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、ガス引込設備、工場緑化、舗装路面、ミキサー、冷蔵冷凍機、ボイラー等
小売業	陳列棚・ケース、レジスター、冷蔵庫、自動販売機等

飲食業	飲食店業用設備、店舗内装(テナント施工)、冷蔵冷凍庫、接客用家具備品、カラオケ機器等
理容・美容業	理美容機器(スチーマー、殺菌器、タオル蒸気器等)、サインポール、理美容椅子・洗面設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電設備、蓄電池設備、太陽光設備、中央監視設備、門・塀・柵・緑化施設等の外構工事、舗装路面、看板、外灯、ポスト、駐輪場、エアコン、Wifi設備等
駐車場業	舗装路面、区画線、看板、機械式駐車場設備、照明、フェンス等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、照明、タイヤチェンジャー、照明、看板、等
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、調光設備、放送設備、家具調度品、LAN設備、Wifi設備、応接セット、駐車場設備等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット)、家具、レジスター、看板、駐車場設備等
建設業	建設用重機(軽自動車税対象は除く)、発電機、コンプレッサー、測量機器等

3. 償却資産と家屋の区分

家屋には電気設備、給排水衛生設備、空調設備、その他の設備等の建築設備が取り付けられていますが、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取扱いますので、申告をしてください。

設備の種類	設備の分類	設備等の内容	建物と付属設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上・店舗造作	○			○
電気設備	受変電設備	設備 1式(配線・配管含む)		○		○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備		○		○
		上記以外の設備	○			○

設備の種類	設備の分類	設備等の内容	建物と付属設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
電気設備	電灯照明設備	屋外設備 1式(外灯等)		◎		◎
		屋内設備 1式	○			◎
	LAN 工事	設備 1式		◎		◎
	監視カメラ設備	テレビ(受像機)、カメラ		◎		◎
		配管、配線等	○			◎
	火災報知設備	設備 1式	○			◎
	避雷設備		○			◎
給排水 衛生設備	給水・排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備、特定の生産又は業務用の給湯設備		◎		◎
	衛生設備	設備 1式(洗面器、大小便器等)	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用の設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の 設備等	運搬設備	特定の生産又は業務用の運搬設備 (工場等のベルトコンベア)		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物 専用昇降機	○			◎

設備の種類	設備の分類	設備等の内容	建物と付属設備の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却	家屋	償却
その他の設備等	厨房設備	事業用の設備 1式(百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂等)		◎		◎
		上記以外の設備	○			○
	洗濯設備	事業用の設備 1式(旅館、ホテル、クリーニング業、病院等)		◎		◎
	焼却炉	独立焼却炉		◎		◎
	その他	冷蔵・冷凍倉庫の冷却装置、ろ過装置、POS システム、簡易間仕切り(臨時的・反復的に設置、撤去が可能なもの)、カーテン、ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	門、塀、植栽、駐輪設備、舗装路面、砂利敷き、擁壁、園庭、広告塔、ネオンサイン、看板、ポール、メール BOX		◎		◎

4. 国税との主な違い

国税と比較すると、主な違いとして次のようなものがあります。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い(法人・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	法人:事業年度、個人:暦年
減価償却の方法	定率法	定率法・定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	× ※1	○
特別償却・割増償却	×	○
増加償却	×	○
少額減価償却資産の即時償却	× ※2	○
評価額の最低限度	取得価額の5%	残存価額1円
改良費	区分評価	原則区分、一部合算も可

※1 圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたもののについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

※2 租税特別措置法第28条の2及び第67条の5等の規定で、中小企業者等が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得して使用する、取得額30万円未満の減価償却資産については、当該取得の年度で合計300万円まで必要経費に計上又は損金算入することができますが、固定資産税(償却資産)では課税対象となります。

II. 償却資産の申告について

1. 申告の必要な方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付、漁業、農業など事業を行っている方で、地方税法第383条の規定により、賦課期日(1月1日)現在、勝浦市内に償却資産を所有している方が対象となります。なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- ウ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- エ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- オ 償却資産を共有されている方 ※共有名義で申告してください。
- カ 内装・造作及び建築設備等を取付けた賃借人(テナント)等の方

※重要

- ・償却資産を所有されていない方は『該当資産なし』として申告をお願いします。
- ・廃業・所有権移転・合併等で全ての資産が減少した方も、その旨の申告をお願いします。

2. 取得価額について

資産を取得した時の購入価額で、運搬費、設置に伴う付帯工事費等を含みます。

※圧縮記帳の適用はありません。

※消費税の取扱いについては、申告者の採用している消費税の経理方式によって変わります。

税込経理をしている場合は消費税を含んだ価額、税抜経理をしている場合は消費税を除いた価額がそれぞれの取得価額となります。

3. 耐用年数について

平成20年度の税制改正において、耐用年数省令の見直しが行われ、減価償却資産の耐用年数表が大きく変更されました。特に機械及び装置については390区分を55区分へ大括りされました。このため、平成21年度以降の固定資産税(償却資産)においては、改正後の耐用年数省令を適用することになります。

※基本的には、法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。

※インターネットでも検索できます。 [国税庁 耐用年数](#) で検索

4. 申告が必要な資産

賦課期日(毎年1月1日)現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の要件を満たすものです。

(1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

※次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)

エ 償却済資産(減価償却が終わった資産)

オ 遊休資産(稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状況にある資産)

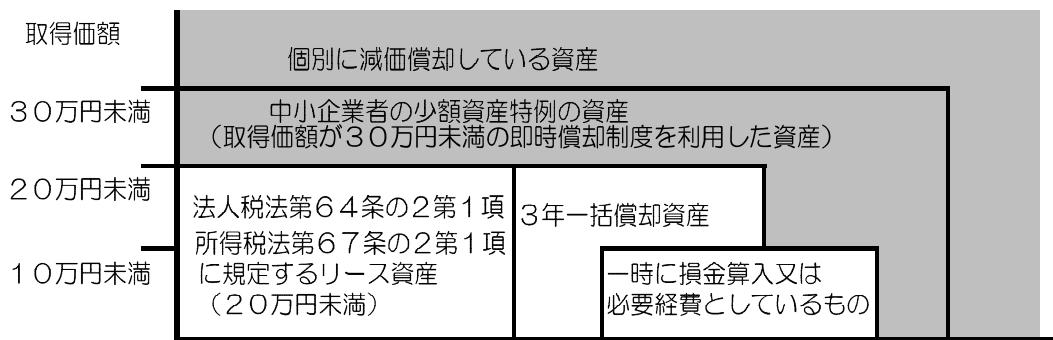
カ 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)

キ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同様である資産(例:漁船リース事業)

ク 取得額が30万円未満の資産で中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の必要経費及び損金算入の特例資産

ケ 発電力10kW以上の太陽光発電設備

(2)耐用年数が1年以上で取得価額が10万円以上の資産



■の部分は固定資産税（償却資産）の申告が必要な資産です

※耐用年数1年以上で取得価額が10万円未満であっても減価償却をすることを選択した資産は申告の対象となります。

5. 申告が不要な資産

- (1)自動車税・軽自動車税の課税対象となる原動付自転車、軽自動車、小型特殊自動車等
- (2)無形固定資産(漁業権、鉱業権、特許権、営業権、ソフトウェア等)
- (3)繰延資産
- (4)生物
- (5)耐用年数が1年未満の償却資産について、税務会計上一時に損金算入(法人税)しているもの、又は必要経費(所得税)としているもの※
- (6)取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年一括償却しているもの※
- (7)法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの※

※(5)～(7)の資産の取扱いについては、上記の図も参照してください。

6. 割賦販売、リース資産

(1)割賦販売により購入した資産

割賦販売資産については、所有者が売主に留保されている場合であっても、原則として買主が申告することになります。

(2)リース資産

リース資産については、通常、リース会社からの申告となり、使用者は申告の必要がありません。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなど、使用者が申告をする必

要があるものもありますので、取扱いが不明な場合はリース会社にご確認ください。

7. 太陽光発電設備について

事業の用に供する太陽光発電設備については償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。以下の表を参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税対象となる場合は、償却資産として申告していただくことになります。

●課税対象となる資産について

設置者	太陽光発電設備の設置内容
個人 (住宅用)	敷地や家屋の屋根等に売電する目的で設置した太陽光発電設備(発電出力 10kw以上)については、売電するため事業用資産となり、償却資産として申告の対象となります。 <u>※発電出力が 10kw 未満となる太陽光発電設備は、申告の対象外となります。</u>
個人 (事業用)	家屋(アパートの屋根等)や構築物、事業場等に設置した太陽光発電設備については、発電出力や売電の有無にかかわらず、償却資産として申告の対象となります。
法人	

●償却資産と家屋の区分

設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光 パネル	架台 (レール)	接続 ユニット	パワーコンデ イシヨナー	表示 ユニット	電力 量計等
家屋に一体の建材 (屋根材等)として 設置	家屋	家屋	償却 資産	償却 資産	償却 資産	償却 資産
架台に乗せて屋根 に設置	償却 資産	償却 資産	償却 資産	償却 資産	償却 資産	償却 資産
家屋以外の場所に 設置	償却 資産	償却 資産	償却 資産	償却 資産	償却 資産	償却 資産

※家屋に一体の建材(屋根材等)として設置されている場合は、太陽光パネル、架台(レール)以外の接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等は償却資産の対象となりますので、設置された業者等に金額の内訳をご確認ください。

※太陽光発電設備の連係工事負担金(繰延資産)については、償却資産の申告対象外となります。

8. 実地調査等のお願い

市では申告内容を確認するために地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、調査を行っております。国税申告書添付書類(減価償却内訳・明細書(写)又は減価償却の計算書(写)等)の提出をお願いすることや、償却資産の調査に伺うこと等がありますので、その際にはご協力をお願いします。

9. 国税資料等の閲覧について

市では、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っております。閲覧した書類の内容と申告内容等について、お問合せすることができますのでご協力をお願いします。

10. 過年度に遡及しての課税について

申告もれ等の場合の課税に際しては、申告された年度だけでなく、地方税法第17条の5の規定により、最大5年間分を遡って課税することとなりますので、適正な申告をお願いします。なお、その際の過年度税額の支払いについては、一括支払いとなります。

11. 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び勝浦市税条例第75条の規定により過料が科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることとなりますので、期限までに必ず申告してください。また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることになります。

III 申告書の作成方法について

償却資産申告書

種類別明細書

IV 課税標準額の特例について

地方税法第349条の3、同法附則15条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。該当資産を所有されている方は、申告時に別添書類の提出をお願いします。

課税標準の特例が適用される償却資産の例

(1)漁船に対する特例

【対象資産】 内航船舶(外航船舶、準外航船舶以外の船舶(専ら遊覧の用に供する船舶、快遊船、遊漁船、モーター ボート競走の用に供するモーター ボートを除く))

根拠法令	特例割合	添付書類
地方税法第349条の3第5項	2分の1	動力漁船登録票の写し及びその登録番号が確認できる写真

※動力漁船登録票(漁船法第12条により千葉県知事から交付されたもの)

※漁船登録番号(CBO-○○○○○)

(2)再生可能エネルギー発電設備に対する特例【わがまち特例】

【対象資産】 イ:太陽光発電設備(10Kw以上 1,000Kw未満)

ロ:風力発電設備(20Kw 以上)

ハ:地熱発電設備(1,000Kw 未満)

二:バイオマス発電設備(10,000Kw 以上 20,000Kw 未満)

根拠法令	取得期間	特例割合 特例期間	添付書類
地方税法附則 第15条第25 項第1号	R6.4.1 から R8.3.31	3分の2 最初の3年間	【イ】再生可能エネルギー事業者支援事業費 補助金交付決定通知書の写し 【ロ、ハ】・経済産業省からの認定通知書の写 し ・電力会社との電力受給契約書の写し

【対象資産】ニ:特定バイオマス発電設備(木竹由来又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するもの)

根拠法令	取得期間	特例割合 特例期間	添付書類
地方税法附則 第15条第25項第2号	R6.4.1 から R8.3.31	7分の6 最初の3年間	【イ】再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し 【ロ、ハ】・経済産業省からの認定通知書の写し ・電力会社との電力受給契約書の写し

【対象資産】イ:太陽光発電設備(1,000Kw以上)

ロ:風力発電設備(20Kw未満)

ハ:水力発電設備(5,000Kw以上)

根拠法令	取得期間	特例割合 特例期間	添付書類
地方税法附則 第15条第25項第3号	R6.4.1 から R8.3.31	4分の3 最初の3年間	【イ】再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し 【ロ、ハ】・経済産業省からの認定通知書の写し ・電力会社との電力受給契約書の写し

【対象資産】イ:水力発電設備(5,000Kw未満)

ロ:地熱発電設備(1,000Kw以上)

ハ:特定バイオマス発電設備(10,000Kw未満)

根拠法令	取得期間	特例割合 特例期間	添付書類
地方税法附則 第15条第25項第4号	R6.4.1 から R8.3.31	2分の1 最初の3年間	・経済産業省からの認定通知書の写し ・電力会社との電力受給契約書の写し

(3)先端設備等に係る特例【地方税法附則第15条第43項】

中小事業者が、適用期間内に勝浦市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づいて一定の設備を新規取得した場合、固定資産税の課税標準額が軽減される特例が適用されます。

＜適用期間など＞

根拠法令	適用期間	賃上げ表明	取得時期	特例期間	特例率
地方税法附則 第15条第43項	R7.4.1～ R9.3.31	1.5%以上	R7.4.1～R10.3.31	3年間	2分の1
		3%以上	R7.4.1～R12.3.31	5年間	4分の1

＜一定の設備＞

設備の種類	最低価額 (1台1基又は一の取得価額)	その他
機械及び装置	160万円以上	
工具 (測定工具及び検査工具)	30万円以上	
器具及び備品	30万円以上	
建物付属設備	60万円以上	償却資産として課税されるものに限る。

＜添付書類＞

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ・認定経営革新等支援機関による「先端設備等導入計画に関する事前確認書」の写し
- ・認定経営革新等支援機関による「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」の写し
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し
～リース会社が申請を行う場合に必要な追加書類～
 - ・リース契約書の写し
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

V 勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除

本市が過疎地域内の産業の振興を図るために、市の振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する特別償却設備の取得等をした

者について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年度にわたり課税免除が受けられます。（勝浦市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例）

対象要件がありますので、市ホームページをご覧ください。

適用期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日

課税免除申請期間

毎年1月2日から3月25日まで

対象要件

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく課税免除

対象地域	勝浦市全域
対象業種	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業
適用要件	<ul style="list-style-type: none">・ 青色申告書を提出する法人又は個人・ 租税特別措置法第12条第3項又は第45条第2項の規定の適用を受ける特別償却設備・ 取得価額が500万円以上
対象資産 (特別償却設備)	<ul style="list-style-type: none">・ 家屋：建物及びその附属設備のうち直接事業に供する部分・ 償却資産：機械及び装置のうち直接事業に供するもの・ 土地：上記家屋の敷地である土地
免除内容	対象資産の取得に係る固定資産税を3年間課税免除 ※申請は毎年度必要